平成２４年（フ）第１７７４号
福岡市南区長丘３丁目７番11号
債務者　福田　真琴（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９４４号
福岡市早良区原５丁目９番20号
債務者　江藤　正通
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９９１号
福岡市中央区警固１丁目15番34―1002号
債務者　冨永　和美
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００８号
福岡県宗像市宮田１丁目14番31号
債務者　川上　智也
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２８号
福岡市中央区谷２丁目３番５―205号
債務者　西　　元嗣
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０２９号
福岡市中央区谷２丁目３番５―205号
債務者　西　結花子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０６４号
福岡市南区警弥郷１―27―11Mハイム203号
債務者　渡　りつ子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３１号
福岡市中央区大名２丁目11番７号
債務者　赤間　孝子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２１５号
福岡市西区野方２丁目10番12号
債務者　野口　成人
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２３号
福岡県春日市岡本４丁目60番地
債務者　三笘　勝英
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０３号
福岡市南区井尻５丁目20番９号
債務者　松永　　勲
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３２号
福岡市博多区美野島３丁目14番３―503号
債務者　本田　智之
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４８号
福岡市早良区野芥３丁目25番37―203号
債務者　宮嵜　富雄
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７８号
福岡市博多区堅粕５丁目７番18―106号
債務者　新開　友子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９７号
福岡市城南区神松寺１丁目23番32号
債務者　世戸美佐枝こと　金　美佐枝
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目11番15号コンフォート吉塚ⅡＣ202号
債務者　中村　　文
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３号
福岡県宗像市原町200番地74
債務者　竹本　秋江
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８号
福岡市南区的場１丁目21番24号
債務者　片桐　輝彦
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７号
福岡県筑紫野市湯町１丁目８番２―201号
債務者　山口　亮平
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部